

公表版

いじめ重大事態調査報告書

令和7年5月28日

尾道市いじめ防止対策委員会

目次

第1	はじめに	4
第2	重大事態調査の位置付け	4
第3	調査の目的と本委員会の構成	5
	(1) 調査目的	5
	(2) 尾道市いじめ防止対策委員会の構成	5
	(3) 調査期間	5
第4	本件の事案の概要	5
	(1) 基礎情報	5
	(2) 当該いじめ重大事態の概要	6
第5	調査の内容	7
	(1) 調査方法	7
	(2) 調査対象事項	7
	(3) 調査実施日	8
第6	調査結果	8
	(1) 前提となる事実	8
	(2) 調査対象事項①について	9
	(3) 調査対象事項②について	26
	(4) 調査対象事項③について	27
	(5) 調査対象事項④について	29
	(6) 調査対象事項⑤について	31
	(7) 調査対象事項⑥について	31
	(8) 調査対象事項⑦について	32
	(9) 調査対象事項⑧について	32
	(10) 調査対象事項⑨について	33
	(11) 調査対象事項⑩について	35

(1 2) 調査対象事項⑪について	35
(1 3) 調査対象事項⑫について	36
(1 4) 調査対象事項⑬について.....	38
第7 学校及び学校の設置者の対応	39
(1) 小学校の対応について	39
(2) 本件事案において設置者が行った対応に対する評価	47
(3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察	49
第8 当委員会からの提言	50
(1) 学校への提言	50
(2) 設置者への提言	52

第1 はじめに

本委員会は尾道市いじめ防止対策委員会条例第2条に基づく市教育委員会の諮問を受け、市内小学校在籍であった対象児童Aと関係児童B、C、Dらの間に生じた事案について、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、不登校重大事態として学校等の対応経緯を含めた調査並びに協議（全16回）を行った。この調査は民事、刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び在籍学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明と同種の事態の再発防止に役立てようとするものである。本報告書では対象児童Aがいじめとして訴えている関係児童らの各行為についての調査結果を示し、いじめ防止対策推進法に定めるいじめと認められるか否か、また学校等の対応が適切であったかどうかについて、調査委員会の見解を述べる。

第2 重大事態調査の位置付け

本件においては、令和5年6月27日に在籍小学校における調査の結果、対象児童に対するいじめが認知され、その後、同年9月21日に対象児童の欠席日数が30日を超えたことから、いじめ重大事態（2号）と認定された。

在籍小学校においては、令和5年10月16日に市教育委員会を通じて、本件のいじめ重大事態の発生が尾道市長に報告されている。

また、在籍小学校は本件に関し、「いじめ重大事態の発生に関する報告について（様式1）」を作成し、令和5年11月20日に文部科学省へ提出されている。

さらに、市教育委員会が「いじめ重大事態調査の開始に関する報告について（様式2）」を作成し、令和5年12月7日に広島県教育委員会を通じて、文部科学省に提出されている。

第3 調査の目的と本委員会の構成

(1) 調査目的

「重大事態」に至った事実関係を整理し、その原因を分析することで、いじめにより「重大事態」に至った疑いがある児童が欠席を余儀なくされていた状況を解消し、安心して通学する支援につなげることと今後の再発防止に活かすことを調査の目的とする。

(2) 尾道市いじめ防止対策委員会の構成

委員長 山脇 将司（弁護士）

委員 河島 充私子（医師）

委員 山崎 理央（大学教授）

委員 西村 一生（臨床心理士）

(3) 調査期間

別紙1の通り。

第4 本件の事案の概要

(1) 基礎情報

ア 対象児童の情報（事案当時）

在籍小学校名 尾道市立[]小学校

対象児童の学年 4年生

対象児童の氏名 A []

対象児童の性別 女性

対象児童の欠席日数 105日（※いじめ認知から転校するまで）

イ 関係児童らの情報（事案当時）

在籍小学校名 尾道市立[]小学校

関係児童の学年 4年生

関係児童の氏名 B [], C [], D []

関係児童の性別 いずれも女性

ウ その他の児童らの情報

同級生児童 E [REDACTED]

F [REDACTED]

G [REDACTED]

その他の同級生は個別の略称は設けていない。

3年生児童 H [REDACTED]

エ 学校関係者らの情報

4年生次担任教諭 I [REDACTED]

特別支援教育支援員 J [REDACTED]

2年生次教務主任 K [REDACTED]

2年生次担任教諭 L [REDACTED]

養護教諭 M [REDACTED]

3年生次担任教諭 N [REDACTED]

在籍小学校教頭 O [REDACTED]

在籍小学校校長 P [REDACTED]

在籍小学校前校長 Q [REDACTED]

オ その他関係者らの情報

[REDACTED] 議員 R [REDACTED]

[REDACTED] 病院医師 S [REDACTED]

(2) 当該いじめ重大事態の概要

令和5年4月の給食の時間に、関係児童らが「だれか（対象児童Aの）口を開けて」と発言し、関係児童のうち1名が対象児童の口を手で無理矢理開けて給食を食べさせようとしたものである。そしてその後、対象児童の欠席日数が30日を超えたものである。

第5 調査の内容

(1) 調査方法

調査は学校並びに教育委員会等から提示された資料、対象児童の保護者、関係児童らの保護者から提示された資料を分析するとともに、対象児童、関係児童、その他関係者（学校関係者、保護者、同級生児童）への聞き取り調査を実施し、その結果を総合的に勘案して行った。

(2) 調査対象事項

対象児童側の要望を踏まえ、次の13項目を調査対象事項とした。

- ①小学校4年生の4月末か5月に、先生不在の給食時間に関係児童に無理矢理給食を食べさせられそうになったこと
- ②小学校2年生時の夏以降に、関係児童からじつとにらまれたこと
- ③小学校2年生時の夏以降に、関係児童からすれちがうときに「ちーび」「ばーか」と言われたこと
- ④小学校2年生時の夏以降に、関係児童に抱き上げられてトイレへ連れていかれ、閉じ込めようとされ、その際に指（つめ）をはさむけがをしたこと
- ⑤小学校2年生以降に、関係児童に後ろから押されたこと
- ⑥小学校2年生以降に、関係児童から「あんたのことが嫌い」と言われたこと
- ⑦小学校2年生以降に、関係児童から、「声が気持ち悪い」と言われたこと
- ⑧小学校3年生時の夏以降に、関係児童が、対象児童と同児童が仲良くしていた児童とを仲たがいさせようとしたこと
- ⑨小学校3年生時の夏以降に、関係児童とペアで使うロッカーに、対象児童が、みんなも入れている縄跳びを入れたことできつく当たられたこと
- ⑩小学校3年生時の夏以降に、下校時に関係児童からしつこく「ちーび」と言われたこと
- ⑪小学校3年生時の夏以降に、先生不在の居残り給食時間に、関係児童から「早く食べろよ」と言われたこと

⑫関係児童の対象児童に対するいじめ行為が始まって以降の学校の取組について

⑬対象児童が適応障害と診断されたことといじめ行為との関連性

(3) 調査実施日

別紙2の通り

第6 調査結果

(1) 前提となる事実

令和5年当時の在籍小学校における4年生のクラス数は■クラスであり、対象児童も関係児童も同じクラスに在籍していた。

対象児童はもともと食が細く、小学校入学以降の身長、体重はいずれも平均を下回っていたが、小学校1年生時の欠席日数は4日、2年生時の欠席日数は11日、3年生時の欠席日数は2日と格別多くはなく、病気がちであったとは認められない。しかし、調査対象事項①の事案があつて以降は欠席回数が増え（5月は2日、6月は6日、7月は8日、8月は2日（登校日の欠席）、9月は20日、10月は21日、11月は20日、12月は16日、1月は10日。なお、対象児童は1月21日に在籍小学校から市内の別の小学校へ転出している。）、その合計回数は105日に及んでいる。

在籍小学校で実施された小学校1年生時から4年生時（令和5年6月12日実施分まで）の児童いじめアンケートでは対象児童は一度もいじめられている旨を回答したことはなかった。また、対象児童保護者も小学校1年生時から3年生時のいじめアンケートでは一度もいじめられている旨を回答したことはなかった。対象児童保護者は令和5年5月中旬に在籍小学校の担任教師（I教諭）に対し、調査対象事項①の事実を訴えており、6月19日に実施された保護者いじめアンケートでは調査対象事項①について記載がされていた（ただし、「もう解決済みです。」との記載もなされていた。）。

なお、在籍小学校の令和5年4月の給食配膳表によれば同年4月において豆

(2) 調査対象事項①について

a 令和5年4月下旬の給食の時間に教室の自分の席で、関係児童B、C、Dを含む女子6人くらいから、口を無理矢理開けさせられて給食を食べさせられそうになった。当時、担任教師は教室にいなかった。Cが最初に来て、「早く食べないといけないよ」「だれか口を開けて」「食べさせてあげて」と言った。Bが対象児童の口を開けて、Dがスプーンで食べさせようとした（当初のAの訴えはこのようなものであったが、後日の調査ではBに口を開けさせられてはおらず、Bに体を押さえつけられたと主張に変遷があった。）。給食のメニューはよく覚えていないが、豆腐汁かもしれない。対象児童は「やめて」と言って、当該行為は止んだ。

b 給食は残すことはできたとし、配膳された後に量を減らしてもらうこともできた、小学校1年生時から4年生時において担任教諭やJ支援員がむりやり食べさせたり、食べるのを手伝うことは無かった、ただし、担任教諭や他の児童が「がんばって」とか「もっと食べよう」と声かけをすることはあった、またA自身は給食を残してはいけないと感じていた、とのことであった。

(ア) Bからの聴取内容等

9 / 54

Bの保護者は

というものであった。

なお、Bの保護者は

とのことであった。

b Bは

旨を述べている。

(イ) Cからの聴取内容等

a

[REDACTED]

[REDACTED] 旨回答している。

なおCの保護者は [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 旨回答してい

る。

またCの保護者は [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

b [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] と述べている。

(ウ) Dからの聴取内容等

a [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 旨を回答している。

Dの保護者は

旨を回答している。また、Dの保護者は

b

ウ 関係児童，学校関係者からの聴取内容等

(ア) 同級生児童からの聴取内容等

在籍小学校の事案当時の同級生児童（A，B，C，Dを除く名。）のうち，聴取に応じた名から聴取を行ったが，調査対象事項①の事案を目撃している児童はいなかった。ただし，事案当日の出来事ではないものの，Aが同級生から「小食だね」と言われて嫌そうにしていたのを目撃した児童が存在した。ただし，「小食だね」という言い方は悪口というよりも，もっと食べた方が良くないという感じであったとのことであった。

また，給食自体は残すことはできたようであるが，担任教諭やJ支援員が食べるのが遅い児童を励ましたりしていたし，児童同士でがんばって食べよう等の声かけもしていた等と回答した児童もいた。

(イ) 3年生児童Hからの聞き取り内容等

当時，在籍小学校の3年生であったHは，教室の外の廊下にいるときに教

室の中から「早く食べろよ」という声を聞いた。その声はいつぱいの人の声だったとのことである。また、対象児童は「やめてよ」と言っていたとのことであった。

(ウ) 学校関係者（市教育委員会事務局含む。）からの聴取内容等

a 調査対象事項①の事案後の事実経過等

令和5年5月中旬頃（GW明け）に対象児童保護者から担任のI教諭が調査対象事項①の事案についての電話を受けた。その際は、対象児童保護者がBの保護者と直接話をするとのこと、学校が調査等の特段の動きをすることは無かった。同年6月7日にも対象児童保護者からI教諭が電話を受け、対象児童が「給食のことを考えると嫌だ」と涙ながらに話していること及び対象児童が病院を受診することを聞いた。

同年6月8日には、対象児童保護者からI教諭に対し、対象児童が病院を受診したこと、対象児童が給食を当番の人につがれるのが怖いこと、自分で量を減らすのもしんどいと訴えていることの報告があり、I教諭は給食をやめて弁当にすることの相談を受けている。同日、在籍小学校においていじめ防止委員会が開催され、本件事案の報告がされ、事実確認を行い情報を共有すること、児童、クラスへの指導を行うことが確認されている。

同年6月12日、対象児童及び対象児童保護者並びにI教諭が学校で面談をし、対象児童本人から給食を食べることについて「できるだけほっておいてほしい」「がんばってと言って欲しくない」との思いを聞き取る。また、今後は弁当を持参することとし、同級生に誤解を与えないように、その旨をクラスで伝えることとなった。その説明の際、I教諭は調査対象事項①の事案には格別触れることはなかった。

同日、全校児童に対し「児童いじめアンケート」が実施された。対象児童は「いじめられていない」「ほかの人もいじめられていない」「いじめられているのを見ていない」と回答している。同月19日には全校保護者に

「保護者いじめアンケート」が実施された。対象児童保護者はいじめをうけているとの質問に「あてはまる」と回答していた。また、「体型をからかわれたり、むりやり抱き上げられたり、むりやり給食を食べさせようとされたりしたそうです。しかも、大人や先生のいないところで全て」と回答していた。ただし、「もう解決済みなので大丈夫です。」との記載もあった。

同年6月27日、対象児童保護者からI教諭に電話があり、関係児童らから謝罪がない、関係児童らがどう思っているか知りたいとの訴えがあった。同日、在籍小学校はI教諭が同日に行った関係児童らへの聞き取り内容を元に、調査対象事項①についていじめと認知した。

I 教諭は関係児童[]からCが対象児童に給食を食べさせようとしたが、食べなかったので、Cが誰か来てと言ったところ、Bが来て、BがAの口を手で開けようとしたという内容を聞き取っている（ただし、聴取はI 教諭が単独で行っており、また手控えメモ等はとっておらず、聴取内容もI 教諭の記憶に頼るものである。）。なお、[]はI 教諭からの聞き取りに対し、この日の出来事は知らないと回答したものの、今回の件ではないががんばってとか、食べんといけんよという声かけをしたことはあったと回答している（[]）

。また、調査対象事項①の発生日が令和５年４月１２日であった場合、Ⅰ教諭は学級レク（児童が主催の学級レクリエーション）に参加していたため教室にはいなかったとのことであった。

同年7月4日、対象児童保護者が4年生のグループラインに調査対象事項①の件について投稿した。

同年 7 月 10 日、対象児童保護者及び R 議員が在籍小学校に来て P 校長、O 教頭、I 教諭と面談をし、関係児童 B の保護者と話し合いをすることに決まると報告を受ける。

同年7月12日、P校長、O教頭、I教諭、対象児童、対象児童保護者、関係児童Bの保護者、R議員が参加した話合いが学校で行われ、関係児童Bの保護者は調査対象事項①について謝罪した。対象児童保護者も調査対象事項①についての謝罪を受け入れ、関係児童Bからの直接の謝罪は不要とされた。

同年7月24日、対象児童保護者とI教諭が面談し、対象児童が元気な日も増えてきたが、まだ安定しないとの報告を受けている。また対象児童保護者から「関係児童Bは2学期から（学校に）来るのか」という質問も受けている。

同年7月31日、対象児童保護者が市教育委員会に来庁し、調査対象事項①の件や2年前からの事案（調査対象事項②から⑪）について訴えた上、学校に対して不信感があるため、今後の話合い（同年8月7日予定）の場に市教育委員会も同席して欲しいと求めた。また、7月12日の話合いの際に関係児童Bが参加していなかったこと、参加していないことの説明が学校からなかったこと、その後に関係児童Bから直接の謝罪がないことの申し出があった。その後、市教委は学校に対し、対象児童保護者と学校との認識にズレがあることを伝えている。

同年8月1日、市教育委員会と学校とで、対象児童保護者と学校が把握している事情のすりあわせを行い、また、これまでに子ども同士の謝罪ができていないため、8月7日に保護者を交え話し合いの場をつくることを協議した。同月4日、市教育委員会と学校とで8月7日の話合いの方向性及び参加者を確認した。また、対象児童が安心して登校できるように夏季休業中に関係児童に特別な指導を行うことを決定した。

同年8月7日、謝罪の会が在籍小学校図書室で開催された。参加者は在籍小学校（P校長、O教頭、I教諭）、対象児童、対象児童保護者及び対象児童の祖父、関係児童B、関係児童Bの保護者、関係児童C、関係児童

Cの保護者、関係児童D、関係児童Dの保護者、PTA会長、市教育委員会事務局2名であった。

学校側から対象児童及び対象児童保護者に対して、学校の認識が甘く対応が遅れたこと、その結果、対象児童の気持ちに寄り添うことができなかったことについて謝罪をし、また、I教諭から今までの給食指導の中で、教員が食べさせる指導があったことについて謝罪がなされた。その後に関係児童及び関係児童保護者から対象児童及び対象児童保護者に対して謝罪がなされた。対象児童保護者は関係児童C、Dについて「今後はしないで欲しい。」「この件で態度を変えないで欲しい。」等述べて、謝罪を受け入れる姿勢を示したが、関係児童B及び関係児童保護者に対しては「転校しないのか」等と謝罪を受け入れる様子はなかった。なお、この際、学校からは各保護者に対して調査対象事項①についていじめと認知していること、関係児童に特別な指導を行うことを伝えた。

同年8月9日、対象児童保護者が学校に対し、対象児童保護者と関係児童Bの保護者との間で学校での話合いの機会を持つよう要請する（同月23日に設定されたが、後日、対象児童保護者が話合いのキャンセルを申し出ている。）。

同年8月10日、対象児童保護者から市教育委員会に電話があり、関係児童Bの父親が謝罪の場に出てこなかった、今までのことをいじめと認めて、両親ともに反省しないと解決しない、また2年前のことを調査してほしいとの申し出があった。

同日、市教育委員会は学校に対し、対象児童保護者の訴え（2年前からの事案）について、できる範囲で寄り添う必要があること、できる範囲で関係者に聞き取りなどをし、その聞き取った内容を対象児童、対象児童保護者、関係児童B、関係児童Bの保護者に伝えていく必要がある旨を伝えた。

同年8月12日、対象児童保護者が1年生のグループラインに調査対象事項①について投稿した。

同年8月21日、対象児童保護者から学校に、23日の関係児童Bの保護者との話をキャンセルして欲しい旨の連絡がある。その理由は学校側が（いじめを）隠すからというものであった。

同年8月22日は登校日であったが、対象児童は欠席した（なお、対象児童の弟も欠席している。）。また、学校からは同日に関係児童B、C、Dに対して特別な指導（別室にて給食事案に対する反省指導及び今後の学校生活についての指導）がなされている。学校から対象児童保護者に電話をしたが応答はなかった。

同年8月30日、学校から対象児童保護者宅に電話をしたが、対応した対象児童祖母から対象児童及び弟が学校に行くのは難しいと伝えられる。

同年8月31日、対象児童保護者宅に家庭訪問をし、対応した対象児童祖父母から問題が解決するまでは弟は学校に行かせないと伝えられる。

同年9月1日、2学期の始業式であったが対象児童は欠席した（なお、対象児童の弟も欠席している。）。市教育委員会は学校に、今後も対象児童の家庭訪問等を継続し、つながりを切らせない取組みをするように要請した。

同年9月5日頃、対象児童保護者がSNSに学校に対して不信感を抱いている旨の投稿をした（対象児童保護者はそれ以降も継続的に調査対象事項①～⑪の事案、学校、市教育委員会に対する不信感に関する投稿をしている。）。

同年9月7日、対象児童保護者と対象児童祖母が在籍小学校を訪れ、5分程度授業を参観し、対象児童の机の中のものを持って帰った。また、保健室を訪れて、養護教諭に保健室利用についての質問をしていた。

同年9月8日、対象児童保護者から学校に対して調査対象事項①の事案

の日を特定するために令和5年4月、5月の給食のメニュー表が欲しいとの要望を受ける。また、学級懇談会でどんな話をしたのか、誰が出席したのか書面で教えて欲しい旨の要望（これらの要望への対応は9月19日に行われている。）を受ける。

同年9月15日、対象児童保護者から学校に対して対象児童と対象児童保護者分のいじめアンケートのコピーが欲しいとの要望を受ける。対象児童保護者からは従姉妹（在籍小学校保護者）に渡して欲しいとの要望もあったが、これについては個人情報なので本人にしか渡せない旨を回答している。

同年9月21日、対象児童の欠席日数が30日となったことから、学校はいじめを原因とした不登校としていじめ重大事態と認知した。

同年10月3日、対象児童保護者からI教諭に対し、対象児童が「適応障害」と診断された旨の診断書が交付された。

同年10月4日、対象児童保護者が市教育委員会に来庁し、第三者委員会による調査を依頼した。市教育委員会事務局は対象児童保護者に対し、尾道市いじめ防止基本方針について説明した。また市教育委員会事務局は対象児童保護者から対象児童が「適応障害」と診断された旨の診断書を受け取った。また対象児童保護者は、学校が作成した学級懇談会（9月実施）に関する書面において、いじめのことについてくわしく触れられていないこと、関係児童の名前が出ていないこと、いじめではなくけんかと表現されていることに納得できないこと、学校が隠蔽しようとしていると感じた旨を述べた。

同年10月16日、市教育委員会から尾道市長に、いじめ重大事態の発生について報告を行った。

b 在籍小学校における給食指導等

在籍小学校においては、給食時間が終わり午後の授業の時間になっても

食べさせ続ける等の指導、完食指導は行っていないが、月に1日程度、残食を減らそうという指導をする日があり、その日は献立にも「感謝・完食の日」と記載している。その日は児童による「感謝・完食の日」であることをアナウンスする校内放送も実施されている。ただし、「感謝・完食の日」も児童に完食を強制するものではない。また完食したとしても個別の児童やクラス、学校に対しての褒賞は何もなかった。なお、各学年の給食指導の目標には「好き嫌いせず食べる」「残さず食べる」というのが毎年のように掲げてある。

各学校の給食の残食率については、XXXXXXXXXXから各学校に報告されており、教職員間でその数値も回覧されている。令和2年頃の在籍小学校の教職員間の会議においても残食率の話が出たことがあり、Q校長から残食を減らしていきましょうという指示がなされたことがある（この指示については、前任校が残食に寛容な学校であった教諭は、在籍小学校は給食についてそういう（残食を減らしていこうという）雰囲気为学校なんだと感じたようであるし、逆に前任校が残食減に力を入れていた学校であった教諭は、前の学校ほど指導されないなという印象であったようであり、少なくとも受け手の教職員が強く求められているとまで感じるものではなかったようである。）。

給食の配膳時にはまず全員に1人分の量の盛り付けをしていたが、あらかじめ特定の児童の盛り付け量を減らすこともあった。配膳された後に、児童が量を減らしたい場合は、その後に各自申出て自らまたは給食当番の児童や担任教諭・J支援員がその量を減らしていた。

担任教諭やJ支援員は食べるのが遅い子、苦手な子に個別に声かけを行ったり、低学年時は食器に残っている給食をスプーンや箸で小さく切り分ける等して「こっち（だけ）は食べようね。」と手伝うこともあった。また口元にスプーンなどで給食を運ぶこともあった。児童同士で声かけをす

ることや（４年生時ではないが）食べさせることも目にしていた。このような児童同士の声かけ等の是非について教職員間の会議で話題になることはなかった。

本件のクラスの担任は年度毎に替わっているが、支援員は入れ替わりはなかった。そのためＪ支援員は特別支援学級の児童に付き添う形で本件クラスの給食時間を低学年時から担当していた。

エ 認定できる事実

（ア）発生日時等

対象児童，関係児童Ｂ，Ｃ，Ｄ，学校関係者も具体的な事案の発生日時を特定できていない。しかし，対象児童，関係児童■■■■■はいずれも食べさせられようとした（食べさせようとした）給食が豆腐（豆腐汁）であった点では一致している。この点，在籍小学校の令和５年４月の給食配膳表を確認すると同年４月において豆腐汁が出たのは４月１２日だけであること，同日は担任のＩ教諭が学級レクに参加するため給食時間の後半から教室にいなかったことから，当委員会としては令和５年４月１２日が調査対象事項①の発生日であった可能性が高いものとする。

また，場所は教室内の対象児童の席であったこと，当時，教室にＩ教諭がいなかったことは争いがない。

（イ）関与した関係児童

対象児童はＢ，Ｃ，Ｄを含めた６名が関与している旨を訴えており，関係児童らも他にも児童がいたことを述べるが，具体的に誰がいたかまでは対象児童，関係児童，同級生からの聞き取り，その他の資料でも確認できていない。

関係児童■■■■■はいずれも当委員会による聞き取りに対して，自身の関与を認めている。

以上から，当委員会が調査対象事項①に関与した関係児童と認定できるの

はB, C, Dの3名である。

(ウ) 行為態様

- a 対象児童, 関係児童B, C, D及び学校関係者からの聴取内容, その他資料からは, 関係児童のうちの誰かが「食べさせてあげて」, 「だれか口を開けて」という趣旨の発言を行い, この発言を受けて関係児童のうちの誰かが対象児童の口を開けて, 給食を直接食べさせようとしたということが認定できる。

そして「食べさせてあげて」, 「だれか口を開けて」という趣旨の発言を誰がしたのかということについて, 対象児童は関係児童Cであると主張するが, ■■■■■は関係児童Dが「食べさせてあげて」という趣旨の発言をし, 関係児童Cが「口押さえてて」ないしは「誰か手伝って」という趣旨の発言をしたと主張し, ■■■■■は当該発言があったことは認めるものの, 具体的に誰が発言したかは覚えていないと主張している。もっとも, ■■■■■は令和5年6月27日のI教諭の聞き取りの際には自身が「だれか口を開けて」という趣旨の発言をしたことを認めている。■■■■■は自らが「食べなきゃ」, 「残すのは良くないよ」という発言をしたと認めている。

この点, 令和5年6月27日時点では調査対象事項①発生から2ヶ月半しか経過しておらず, 当委員会の聞き取り時よりも記憶は鮮明であったと思われること, ■■■■■において, 誰かをかばって自分が犠牲にならないような事情等は認められず, さらに一定の信頼関係を構築しているはずの担任のI教諭に対する発言であることから, ■■■■■の「だれか口を開けて」という趣旨の発言が虚偽の内容であると考え理由も乏しい。そのため, 当委員会は当該趣旨の発言をCが行ったものと認定する。

また, 「食べさせてあげて」という趣旨の発言については, ■■■■■が同趣旨の発言をしたことを認めていること, ■■■■■も同様に主張していることから

当委員会は当該発言をDが行ったものと認定する。なお、AはいずれもCの発言であったと主張しているが、「だれか口を開けて」という趣旨の発言の方がインパクトが強く、それを行ったCが強く記憶に残った可能性があり、誤認の可能性を否定できないことから、当委員会は前述の通りの認定をした。

b 次に、対象児童の口を開けたのが誰かということについては、[REDACTED]、また[REDACTED]をして
いたこと、令和5年6月27日のI教諭の聞き取りの際に自身が行ったことを認めていたこと、[REDACTED]においても、誰かをかばって自分が犠牲にならなければならないような事情等は認められず、また自身の保護者や担任のI教諭にあえて虚偽の発言をする理由は特段認められないことから、当委員会は当該行為をBが行ったものと認定する。なお、Aは第三者委員会の聞き取り時に、Bに口を開けられておらず、Bには体を押さえつけられたとも主張しているが、調査対象事項①の事案発生後から第三者委員会による聞き取りまでの間にかかる主張は一度も行っておらず、時間の経過により記憶が薄れた可能性を否定できないこと、関係児童[REDACTED]のいずれもその主張に沿う回答をしていないこと、その他Bを含めて誰かがAの体を押さえつけたと認めるに足る資料がないことから、当委員会はBがAの体を押さえつけたものとは認定しない。

c また、対象児童に給食を直接食べさせようとしたのが誰かということについては、[REDACTED]が自身であることを認めていること、令和5年6月27日のI教諭の聞き取りの際に自身が行ったことを認めていたこと、前述のように[REDACTED]が虚偽の発言をする理由がないこと、[REDACTED]もCが行った旨の発言をしていることから、当委員会は当該行為をCが行ったものと認定する。なお、Aは当該行為をDが行ったと主張するが、調査対象事項もの①の事案があった当日である4月12日の摂食用具はスプーンでは

なく箸であり、Aの記憶には誤認があること、Dは当日ではない別の日にAの口元に給食をスプーンか箸で運んだことがあると認めており、Aが別の日の出来事と誤解している可能性があることから、当委員会は調査対象事項①の事案当日にDが直接給食を食べさせようとしたものとは認定しない。

- d 以上より、当委員会は、調査対象事項①の行為態様として、関係児童Dが「食べさせてあげて」という趣旨の発言をし、その後に関係児童Cが「だれか口を開けて」という趣旨の発言をし、その発言を受けて関係児童Bが対象児童の口を開けて、関係児童Cが直接給食を食べさせようとしたものと認定する。

オ いじめ該当性

平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」では第2条第1項で、いじめを「この法律において『いじめ』とは児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。

当委員会が事実と認定する調査対象事項①の行為態様は、対象児童の同級生という一定の人間関係のある関係児童B、C、Dが、給食が苦手（対象児童Aはもとも食が細く、食べることに全般が苦手であったと思われる。）な対象児童に対して、むりやり口を開けさせて給食を食べさせようとするものであった。口をむりやり開けさせる行為は刑法上の暴行罪の実行行為とも捉えうる行為であり、対象児童に物理的な影響を与えているのはもちろん、食べることに苦手な者に食べることを強制することは、大人であっても心理的な負担、苦痛になりかねないものであるところ、小学4年生の対象児童にとっては極めて強烈的な精神的負担、苦痛を被る行為であったといわざるを得ない。そして、実際に対象児童は不登校に至

ただだけでなく「給食のことを考えると嫌だ」と涙ながらに話していたり、給食を当番の人につがれるのを恐怖に感じ、給食の量を自ら減らすことにも躊躇いを感じていたり、唾が嚥下できない（嚥下の不快感）、眠れない、寝ていても目が覚めて騒ぐ等の症状を呈しており、心身の苦痛を感じていることが認められる。

従って、当委員会が事実と認定する調査対象事項①の行為態様はいじめに該当するものといわざるを得ない。なお、Aの口を開けたのは関係児童Bのみであるが、BはC、Dの発言を受けて当該行為を行っており、C、Dの発言とBの行為とは時間的に密接した一連の行為と捉えられること、Aが「やめて」と嫌がるそぶりを見せるまで誰も口をむりやり開けて給食を直接食べさせることを止めさせようとしていないことから、BだけでなくC、DもBの行為を許容していたものと考えられ、Bの行為だけでなく、C、Dの行為を含めたB、C、Dの行為が一体のものとして「いじめ」という評価を受けるものであることを当委員会は付言する。

カ 調査対象事項①の事案の背景事情

関係児童らは、その聞き取りにおいて調査対象事項①の行為を行った理由として、

旨を挙げている。当該行為がいかなる結果をもたらしたのかはともかくとして、いずれの関係児童も当時、Aを苦しめたり、傷つけたり、困らせることを意図しておらず、むしろAを助けるためによかれと思って行動したことがうかがえる。

関係児童らがそのような認識に至った理由としては、在籍小学校における普段の給食時間において、大人である担任教諭や支援員による食べるのが苦手な子、遅い子への声かけや口元に給食を運ぶといった行為が行われており、それを見ていた児童も低学年時から自然発生的に児童同士で声かけや食べさせあいをするようになっていたこと、そして児童同士の行為について担任教諭や支援員が制止することや特段の注意をすることがなかったことから、児童たちにお

いてこれらの行為は大人の見本である担任教諭や支援員も行っている「良い行動」と捉えられていた可能性があることが考えられる。

すなわち、在籍小学校においては、給食について完食を強要する等の厳しい指導が行われていたことは認められないが、給食の時間に教職員だけでなく児童同士による声かけや食べさせあいとなされることが行われており、それが格別の違和感なく教職員、児童に受け入れられていたという背景事情があったと認められる。

なお、かかる背景事情があったとしても、それは調査対象事項①の行為の非難の程度に影響することはあっても、いじめ該当性に影響を与えるものではないことを第三者委員会として念のため付言する。

キ いじめと不登校との関係

対象児童は調査対象事項①の発生後、直ちに不登校となるのではなく、事案から2ヶ月が経過した6月頃から欠席日数が増加している（令和5年4月の欠席日数は0日、同年5月は2日、6月は6日、7月は8日、8月は2日、9月は20日、10月は21日、11月は20日、12月は16日、1月は10日）が、欠席の増え始める令和5年6月頃は対象児童保護者が学校に対していじめを訴え始めた時期であり、7月以降は対象児童保護者が関係児童や学校の対応に不満を感じていた時期でもある。また令和5年9月からは対象児童だけでなく同じ小学校に在籍していた対象児童の弟も不登校となっている。

そのため、対象児童の不登校は対象児童保護者の意向によるものと考えられることもできなくはない。

しかしながら、前述したように調査対象事項①のいじめ行為により対象児童が被った精神的苦痛は強烈なものである。また給食は学校生活ではほぼ毎日実施されるものであり、対象児童は登校して給食を食べる際に、常に当時の恐怖感を思い出していたのではないかとと思われる。そして、大人が対象児童の精神的苦痛に気付いて、何らかの手立てを講じない限り、小学4年生の対象児童が

給食から逃れることはできない。そのため、対象児童は給食時間に対する恐怖感を抱えながらも、給食時間から逃げることができないため、毎日給食の時間に苦痛を感じる事となり、対象児童の心は日々すり減っていったとしてもおかしくはない。そして遂に耐えきれなくなり、対象児童は対象児童保護者に令和5年6月7日頃に「給食のことを考えると嫌だ」と訴えることになったとしても不自然ではない。

そうすると、いじめと対象児童の不登校とが無関係ということとはできず、むしろ大きな影響を与えていると考えるべきである。そして不登校に対象児童保護者の意向が及んでいるとしても、それはいじめにより精神的苦痛を被った対象児童を守るため、また対象児童保護者にとって納得できる対応がなされない学校への不信感の表れであり、少なくともいじめと不登校との関係性を否定する材料として用いるべき事柄ではない。

(3) 調査対象事項②について

ア 対象児童らの訴え等

小学2年生の終わりくらいから3年生の終わりくらいまでの間、関係児童Bから、学校の帰りにちびとか馬鹿とか言われるときに睨まれた。周りで見ていた友達とかはいなかった。

イ 関係児童Bらからの聴取内容

と回答した。なお、関係児童Bの保護者はと回答している。

ウ 関係児童、学校関係者からの聴取内容

(ア) Hからの聴取内容

対象児童と一緒に帰っているときにBが睨んできた、下駄箱のところだった、回数は1回あったと回答している。

(イ) 学校関係者からの聴取内容

対象児童の小学2年生時（令和4年）の教務主任であったK教諭は把握し

ていないとの回答であった。

対象児童の小学2年生時の担任であったL教諭からは睨まれたという直接の訴えは記憶していないが、対象児童保護者からAはBのことをちょっと怖く感じているとの訴えがあったと回答している。Bからも話を聞いたが、BはAを嫌うというよりもかわいいとか、一緒に居たいという思いが強かった。ただ、AとBとは体格差があったため、Bに対して小さいほう（A）からしたら怖く思うかも知れないよと指導したと回答している。

他の学校関係者からは事実関係の認定に繋がる内容の回答は得られなかった。

エ 認定できる事実

対象児童は関係児童Bから睨まれた旨を訴えるものの、
。また学校関係者は対象児童が関係児童Bから睨まれた事実や訴えを把握していない。なお、Hは関係児童Bが対象児童Aを睨んでいたのを目撃した旨を回答しているが、睨む行為と目を細める行為は、行為者の主観を考慮しなければ外観上はほぼ同一であり、何度も同様な場面に出くわした等の事情がない限り、睨まれたと主張する側の認識だけで事実と認定することはできない。

以上より、
，他に
関係児童Bが睨んだ行為を肯定できる資料もないため、当委員会としては調査対象事項②の訴えを事実として認定することはできなかった。

(4) 調査対象事項③について

ア 対象児童らの訴え等

2年生の終わりくらいから3年生の終わり前くらいまで、関係児童Bからトイレや帰り道などで何回も「ちび」、「ばか」とすれ違いざまに一方的に言われた。

イ 関係児童Bらからの聴取内容

■。なお、関係児童Bの保護者は■

■とのことであった。

ウ 関係児童，学校関係者からの聴取内容

(ア) 同級生の児童のうち1名■から関係児童Bが対象児童Aのことを小さいとか身長のことではいじっていた、対象児童Aも言い返していたとの回答が得られた。

(イ) O教頭からは、2年生当時のL担任から対象児童Aから関係児童Bにそういうこと（ちび、ばかと言われたこと）があった、そういう訴えがあったと聞いたことがある、トイレの件（調査対象事項④）のやりとりの中で聞いた、トイレの件の事実確認の際にこの件も確認してもらったが、はっきりさせることができなかった、との回答が得られた。なお、当時の担任であるL教諭は調査対象事項③の件を把握していなかった。

その他、他の学校関係者からは事実関係の認定に繋がる内容の回答は得られなかった。

エ 認定できる事実

■。他の児童■からも矛盾しない回答が得られている。ただ、発言が行われた時期や場所、回数は判然としない。

そのため当委員会は、関係児童Bが対象児童Aに対して何回か「ちび」「ばか」と発言したものと認定する。

ただし、関係児童Bだけでなく他の児童■も対象児童Aが言い返していた旨回答していることから、関係児童Bの「ちび」「ばか」という発言が一方的になされたものとは認められない。

オ いじめ該当性

当該発言は、対象児童Aの同級生という一定の人間関係のある関係児童Bが、体格の小さなAに対して「ちび」「ばか」という悪口を言って、心理的な影響を

与えるものであり、対象児童Aは嫌な思いをしているのであるから、いじめに該当する。なお、[]や[]は対象児童も「ばか」「でか」と言い返していた旨の回答をしており、それが事実であれば対象児童Aの発言は関係児童Bに対するいじめに該当しうることを付言する。

カ いじめと不登校との関係

この調査対象事項③のいじめ行為の後も対象児童Aは特段の欠席をすること無く、学校に通っており、この行為と不登校との関連性はないものとする。

(5) 調査対象事項④について

ア 対象児童らの訴え等

小学校2年生の時に、関係児童Bがトイレで対象児童Aを抱き上げて、トイレに閉じ込めようとした。対象児童が出ようとしたら指がドアのネジのあるところに挟まり怪我をした。その後、他の児童[]が保健室に連れて行ってくれた。

イ 関係児童Bからの聴取内容

[]
[]
[]
関係児童Bの保護者は[]
[]
[]
[]とのことであった。

ウ 関係児童、学校関係者からの聴取内容等

(ア) 関係児童の聴取内容

関係児童[]は対象児童Aがトイレで指が挟まって指が痛いと言っていると友達から聞いたことがある、怪我をしているところは見えていない、自分が保健室に一緒に行ったことはないと回答している。

(イ) 学校関係者からの聴取内容

当時の担任のL教諭は、事案から大分経った後に対象児童保護者から連絡を受けて給食準備の時間中に対象児童がトイレで手を挟んで怪我をしたことを認識したが、時間が経過していたため対象児童の怪我は見えていないとの回答であった。また関係児童Bの保護者には電話で連絡したとのことであった。

また、教務主任であったK教諭はL教諭とともに対象児童A、関係児童Bから事実確認をしたが、具体的な事実関係は明らかにならなかった、当時の聞き取りでは抱きかかえてトイレに閉じ込めようとしたといった悪意的なものを感じなかったと回答した。また、関係児童Bが対象児童Aに謝罪したんじゃないかと思うとのことであった。

O教頭からは、給食準備の時間に、女子トイレで対象児童Aが関係児童Bに抱きかかえられたとの訴えがあったが、事実関係は十分に確認できなかった、怪我をした認識もなかったとの回答であった。なお、対象児童保護者には電話で事実関係がはっきりしなかったと伝えているとのことであった。

Q校長からは、関係児童Bは閉じ込めるつもりは無かったが、結果的にそうなったと認識している、怪我の記憶は無いとの回答が得られた。

また、保健室のM教諭は対象児童の指の怪我を把握しておらず、保健室の来室記録にも対象児童の来室は記録されていなかったことが確認されている。

その他、学校関係者からは事実関係の認定に繋がる内容の回答は得られなかった。

エ 認定できる事実

対象児童Aの訴えと関係児童Bの主張とは抱き上げたのか否かの点で食い違いがある。また、XXXXXXXXXXも対象児童Aがトイレで指が挟まって指が痛いと言っているのを友達から聞いたにとどまり、対象児童Aが指を怪我していたところは目撃はしていない。その他に対象児童Aの指の怪我を目撃した学校関係者も存在しない。さらに、当時の学校の調査でも具体的な事実関係の確認がで

きていない。

そのため、当委員会において調査対象事項④の訴えを事実として認定することはできなかった。

(6) 調査対象事項⑤について

ア 対象児童らの訴え等

調査対象事項⑤は小学校2年生以降に、対象児童Aが関係児童Bに後ろから押されたというものであったが、対象児童Aから聞き取りをしたところ、押されたことはないとの回答であった。

イ 関係児童Bからの聴取内容

との回答であった。

ウ 関係児童、学校関係者からの聴取内容

いずれの関係者も把握していないとの回答であった。

エ 認定できる事実（事実経過）

調査対象事項⑤については対象児童の訴えがなく、当委員会の調査によっても当該事象の発生を認めるに足る事実を認定することはできなかった。

(7) 調査対象事項⑥について

ア 対象児童らの訴え等

調査対象事項⑥は小学校2年生以降に、対象児童Aが関係児童Bから「あんたのことが嫌い」と言われたというものであったが、対象児童Aによると「あんたのことが嫌い」と言われた記憶は無いとのことだった。

イ 関係児童Bからの聴取内容

関係児童 B は [redacted] とのこと
とだった。関係児童 B の保護者によると [redacted]
[redacted] とのことだった。

ウ 関係児童、学校関係者からの聴取内容

他の児童、学校関係者もこのような発言については把握していなかった。

エ 認定できる事実

当委員会としては、調査対象事項⑥については、
から、関係児童Bが喧嘩の中で対象児童Aに対して「嫌い」と言ったことがあるという限度で事実を認定する。

オ いじめ該当性

「嫌い」という発言自体は言われた者に精神的苦痛を与えうるものであるが、本件において対象児童Aは言われた記憶が無いと述べている。そのような発言をされた記憶が無いということは、嫌いという発言を契機とした精神的苦痛を感じることも通常は無いため、いじめには該当しないと考える。

(8) 調査対象事項⑦について

ア 対象児童らの訴え等

小学校2年生の時、帰るときや1人にいるときに関係児童Bから「声が気持ち悪い」と言われた。

イ 関係児童Bらからの聴取内容

ウ 関係児童、学校関係者からの聴取内容

他の児童、学校関係者もこのような発言については把握していなかった。

エ 認定できる事実

，他に関係児童Bの発言を肯定できる資料もないため、当委員会としては調査対象事項⑦の訴えを事実として認定することはできなかった。

(9) 調査対象事項⑧について

ア 対象児童らの訴え等

関係児童Bが対象児童Aと仲の良かった児童Gに対して、対象児童Aが児童Gの文句を言っていたよとか、離れたいんよとかいっていると児童G本人から

聞いた。

イ 関係児童Bからの聴取内容

た。

ウ 関係児童、学校関係者からの聴取内容

また、その他の児童や学校関係者はこのような発言や出来事について把握していなかった。

エ 認定できる事実

対象児童Aは関係児童Bが対象児童Aと仲の良い児童Gに対して仲違いするようなことを言われた旨を訴えるが、[REDACTED]。そして[REDACTED]他の児童や学校関係者はこのような出来事について把握していなかった。

そのため、当委員会としては調査対象事項⑧の訴えを事実として認定することはできなかった。

(10) 調査対象事項⑨について

ア 対象児童らの訴え等

小学3年生の1学期か2学期の体育の授業の後に、(対象児童Aと関係児童Bと一緒に使う)ロッカーに縄跳びを入れたら、関係児童Bから「ダメだよ」と言われた。(ロッカーに縄跳びを入れるのは)先生の指示なので縄跳びは端っこに寄せてロッカーに入れた。その時の気持ちは嫌じゃ無いけど、気をつけようと思ったとのことであつた。なお、対象児童保護者からは、学校には報告している、学校からはお互い気持ちのすれ違いがあつたんだねと言われた、N教諭がお互いに謝らせたとの回答が得られた。

イ 関係児童Bからの聴取内容

■
■
■なお、関係児童Bの保護者からは、■

■との回答が得られた。

ウ 関係児童、学校関係者からの聴取内容

(ア) 児童Eからの聴取内容

小学3年生の終わりくらいに対象児童Aが関係児童Bと一緒に使うロッカーに外で使う縄跳びを入れて、関係児童Bと喧嘩になったと聞いたとの回答が得られた。

(イ) 学校関係者からの聴取内容

当時の担任であったN教諭からは、共用のロッカーに対象児童Aが縄跳びを入れていたところ、縄跳びは外で使うものだからそこに入れて欲しくないと思っていた関係児童Bと揉めたとの回答が得られた。また、このことは、対象児童保護者と話す機会があって把握したが、管理職や関係児童Bの保護者には伝えていないとのことであった。

O教頭からはロッカーの使用について揉めたと聞いているが、友達同士のトラブルで保護者連携まで必要と思っていたかもしれないとの回答が得られた。

Q校長からは、調査対象事項⑨の出来事があったことは聞いており、担任(N教諭)から保護者に連絡をしているが、その後にいじめアンケートに出ることも無かったので、乗り越えていると認識しているとの回答があった。

エ 認定できる事実

対象児童Aの訴えも■も、少なくとも小学3年生の時に、共用のロッカーに対象児童Aが縄跳びを入れたところ、関係児童Bから「ダメだよ」もしくは「やめて」と言われたという点では一致している。また、対象児童保護者、■はN教諭が対応してお互いに謝らせたとの

そのため、当委員会としては、調査対象事項⑨については、小学3年生の時に、共用のロッカーに対象児童Aが縄跳びを入れたところ、関係児童Bから「ダメだよ」（もしくは「やめて」）と言われて喧嘩になった（もしくは揉めた）ものと認定する。

本件は、対象児童Aの同級生という一定の人間関係のある関係児童Bが、Aのロッカーの使用ないし使用方法に対して制限をするものと捉えれば心理的に影響を与える行為と考えることもできなくはない。しかし、Aは当該行為によって嫌な気持ちになったのではなく、気をつけようと思ったとのことであるため、精神的苦痛を感じているとはいえず、いじめには該当しないものとする。

調査対象事項⑩については、その時期が小学3年生であったのか、小学2年生であったのかという時期以外の点で調査対象事項③とほとんど同内容であるため、当委員会の調査でも対象児童Aからも、関係児童Bからも明確に時期を区別して聞き取りをすることができていない。

イ 関係児童Bからの聴取内容

との回答であった。なお、関係児童Bの保護者からは、
との回答
が得られた。

ウ 関係児童，学校関係者からの聴取内容

(ア) 児童Fからの聴取内容

との回答が得られた。

(イ) 学校関係者からの聴取内容

I 教諭からは調査対象事項①の関係児童らへの聞き取りの際に、
から過去にAに対してがんばってねとか言った記憶があると発言した旨の
回答が得られた。またN教諭からは3年生時に
に対して「食
べんといけんよ」と言っていたとの回答が得られた。

その他の学校関係者からは事実関係の認定に繋がる内容の回答は得られな
かった。

エ 認定できる事実

調査対象事項⑪について、
からも関係
児童B以外の他の児童
が当該発言をしているのを見聞きしたとの回
答はあるもののBが発言していたことを見聞きしているとの回答はなかった。

また、学校関係者からもBが発言していたことを裏付ける内容の回答は得ら
れていない。

そのため、当委員会としては、調査対象事項⑪の訴えを事実として認定する
ことはできなかった。

(13) 調査対象事項⑫について

調査対象事項①のいじめが発生した後の在籍学校の取り組みは次のとおりで
ある。

(なお、当委員会は前述の通り、調査対象事項③の事案もいじめに該当するものと認定したが、在籍小学校においては、少なくとも調査対象事項③の事案当時において、いじめとの認知をしておらず、また対象児童や対象児童保護者からの訴えがあったのも調査対象事項①の事案の後であったことから、定期的ないじめアンケートを除いて、当該事案、行為を対象とした取り組みは行われていない。その他の調査対象事項についても、同様である。)

令和5年6月12日 全校児童対象の「いじめアンケート」を実施

令和5年6月19日 全保護者対象の「いじめアンケート」を実施

令和5年6月27日 担任教師による関係児童への聞き取りを実施、調査対象事項①についていじめ認知

令和5年7月12日 対象児童及び保護者と学校において話し合いを実施

令和5年7月24日 担任教師と対象児童保護者が面談

令和5年8月7日 学校に対象児童及び保護者、関係児童及び保護者、PTA会長、市教育委員会事務局が集まり、謝罪の会を開催

令和5年8月22日 夏季休業中の登校日に、関係児童3名に対して「特別な指導」を実施、対象児童が欠席したため、学校から対象児童保護者の携帯電話、自宅電話に架電

令和5年8月30日 対象児童保護者宅に架電

令和5年9月1日 2学期の始業式において、P校長からいじめ防止に向けた思いやりの心について講話

令和5年9月7日 授業参観日に、いじめに関する教材を活用した道徳の授業を実施

令和5年9月21日 対象児童の欠席日数が30日となったことから、調査対象事項①について不登校重大事態(いじめ重大事態)として認知

2 学期以降転校まで 児童会によるいじめ防止の取り組みを実施

いじめの定義を再認識させる校内研修を実施

定期的な架電，家庭訪問を実施

令和 5 年 1 1 月 1 日 学級懇親会で，P 校長から市教育委員会事務局立ち会
いの下，保護者に対しいじめ事案について説明し，重
大事態調査の協力を依頼

(なお，

，令和 7 年 1 月以降に及び市教育委員
会において，本件のいじめ重大事態に関する事案の概要，対象児童の様子，
配慮事項等について情報を共有し，また校長や教職員によ
る新年度に向けた協議を実施している。また対象児童保護者との面談を実
施し，対象児童保護者の要望を確認する等している。)

(1 4) 調査対象事項⑬について

A を診断した S 医師において，令和 5 年 1 0 月 2 日に A について「適応障害」という診断がなされている。もっとも，S 医師は当該診断について，成人の場合の厳密な診断基準と照らして当該診断名をつけたものではなく，A が学校不適応を起こしている，嚥下ができなくなっている，日常生活の適応が落ちているということで，今までできていたことができなくなっていること、この先もそれが持続しそうなことを踏まえて，適応障害との診断名をつけた旨をその聞き取りにおいて述べている。

そのため当委員会としても A の症状がいわゆる医学上の「適応障害」に該当するとして，いじめとの関連性について言及することはできない。

もっとも，S 医師は A の食べられない，唾が嚥下できない（嚥下の不快感），眠れない，寝ていても目が覚めて騒ぐ，学校の話が出ると涙が出る，ささいなことも怖がるという症状も適応障害にも該当しうるものであると述べている。

そして，調査対象事項①のいじめ行為により A が被った精神的苦痛が強烈な

ものであったことに鑑みると、それを契機としてAに食べられない、唾が嚥下できない（嚥下の不快感）、眠れない、寝ていても目が覚めて騒ぐ、学校の話が出ると涙が出る、ささいなことも怖がるという、不適應の症状が出ることは不自然なことではなく、いじめ行為との直接の因果関係を示すことは困難であるとしても、その関連性、影響の可能性を全く否定することはできないものというべきである。

第7 学校及び学校の設置者の対応

以下の各検討項目はいじめ防止対策推進法や文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「不登校重大事態に係る調査指針」等の関係規定及び他自治体で生起したいじめ不登校重大事態に関する報告書を参考に設定している。また、小学校及び設置者の対応は本件でいじめ重大事態と認定された調査対象事項①の事案における対応を対象としている。

（1）小学校の対応について

ア いじめの可能性認知時の対応に関して

（ア）小学校に求められる措置

学校の教職員が、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげるとともに、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければならない（いじめの防止等のための基本的な方針（以下、「基本方針」という。）30頁）。また、「在籍小学校いじめ防止等にかかる基本方針」（以下、「学校基本方針」という）では、「一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。」、「家庭と十分な連携をとりながら・・・取り組む。」、「いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止対策委員会」を活用する」とされている。

(イ) 本件対応に対する評価

本件においては、対象児童保護者から令和5年5月中旬頃に調査対象事項①の事案がI教諭に伝えられている。しかしながら、その時点ではI教諭が学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告したことも、書面等に記録したことも認められない。

その後、同年6月7日及び8日に対象児童保護者から調査対象事項①の事案及び対象児童の状況がI教諭に伝えられ、6月8日に実施された学校が設置する「いじめ防止委員会」で会議内容とされているが、どの程度の情報を共有したのか、共有した教職員の範囲はどこまでか等については詳細な記録が作成されておらず、不明である。さらに調査対象事項①の事案がいじめに該当することを認知した後の6月28日にも「いじめ防止委員会」は実施されているが、どこまでの情報が共有されたのか、またどういう対応を取っていくこととしたのかについての記録がない。

また、6月8日以降28日までの間、I教諭が対象児童保護者と面談している事実はあるものの、これが「いじめ防止委員会」の委員として行われたものであるのか、それとも担任教諭として行われたものであるのかも不明であるし、いじめと認知した後に学校がどのような対応を取るのかを対象児童保護者、関係児童保護者に伝えた形跡がない。

このような学校の対応は、例えば対象児童保護者から関係児童保護者と直接話をするとは伝えられていたり、対象児童保護者のいじめアンケートに「解決しました。」との記載があったとしても、上記基本方針の示す「速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し」、「学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければならない」という要請を充たすものとはいえない。また、学校基本方針の「家庭と十分な連携を取りながら・・・取り組む」、「いじめ防止対策委員会を活用する」という方針に沿うものでもない。

イ 重大事態を見据えた対応について

(ア) 小学校に求められる措置

法にいう不登校「重大事態」は、年間30日の欠席を目安とすることとされているが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である、とされている（基本方針32頁）。

(イ) 本件対応に対する評価

本件においては、学校側は二学期が始まる前の8月30日に対象児童祖母から対象児童が学校に行くことが難しいことを、同月31日には対象児童祖父母から問題が解決するまでは対象児童の弟を学校に行かせないと、伝えられている。そして、二学期の始まった令和5年9月1日から対象児童は連続して欠席している。

そして、8月21日の時点で対象児童保護者が「学校側が（いじめを）隠す」という趣旨の発言をしていたことに鑑みると対象児童保護者が学校に対する不信感を相当程度に募らせていたことが容易にうかがえるのであるから、遅くとも9月1日の時点で対象児童が相当期間継続して欠席する可能性が予見できたものといえる。

この頃より、学校側は対象児童宅への家庭訪問や架電を定期的に行っており、保護者との連携を図ろうとしていたことはうかがえる。また、市教委との情報共有が行われていた事実も認められるが、重大事態を見据えて調査やその準備を実施する、または重大事態の発生を回避するために対象児童が安心して登校できる具体的な方策や今後のいじめ問題への方針等を検討し、それを保護者らに伝える、提案する等の措置は採られていない。

このような学校の対応は上記基本方針の「一定期間、連続して欠席しているような場合には・・・迅速に調査に着手することが必要である」とする要請に沿うものではない。また重大事態の発生を回避するためには、学

校に対して不信感を抱いている対象児童保護者に対して、（仮に、対象児童保護者が関係児童の転校を強行に求めていたとしても、それはそれとして）学校として対象児童を全力で守れる環境を構築し、対象児童が不利益なく登校できる態勢を整える検討及びその提案、そして対象児童や対象児童保護者の意見を汲んだ改善策の検討があつて然るべきであつたといえ、本件での対応は不十分なものであつたといわざるを得ない。

ウ 事実確認の実施について

（ア）小学校に求められる措置

児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置（以下、「事実確認」という）を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告しなければならない（法23条2項）。

この事実確認を行う際には、学校いじめ対策組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴きとり、いじめの事実の有無の確認を行い、その結果を校長が責任をもって設置者に報告するとともに被害・関係児童生徒の保護者に連絡するべきとされている（基本方針の別添2「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」（以下、「ポイント」という）5頁）。

（イ）本件対応に対する評価

本件においては、令和5年5月中旬に対象児童保護者から調査対象事項①の事案がI教諭に伝えられているが、その時点ではI教諭が学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告したことも、書面等に記録したことも認められない。その後、6月8日に「いじめ防止委員会」が開催されているが、当該委員会ではどのような計画で、誰が誰から聴取を行うか等がどのように決定されたのかが記録からは明らかにならない。また、6月27日にI教諭による関係児童らへの聞き取りが実施されているが、

これが「いじめ防止委員会」として行ったものなのか否かが判然としない。

この点、学校側は6月12日に全校児童にいじめアンケートを、6月19日には保護者いじめアンケートを実施しており、事実確認に向けて動き出していることは評価できる。ただ、5月中旬の対象児童保護者からの第一報からは1ヶ月が経過しているし、5月中旬ないしは6月8日の時点で、関係児童として名前が挙がっている児童が数名いたにもかかわらず、それらの関係児童らへの聴取もアンケート実施後になされたことは、法23条2項の「速やかに」事実確認を行うという要請に反しているといわざるを得ない。

また、法がいじめの定義を対象児童の心理面を中心に構成していることに鑑みれば、まずは対象児童の話を慎重に聴き取った上で、それに対応させる形で関係児童側からも事情を聴きとるべきであり、これらの一連の聴き取りを上記ポイント5頁にもあるように組織的に協議の上で決定して計画的に行うべきであったといえる。しかし、本件においては関係児童らへの聞き取り前には、対象児童に対してI教諭から給食を食べることについての思いが聞き取られただけで（給食を食べることの思い以外の聞き取りをした記録がない。）、具体的ないじめの内容に関する対象児童からの事実確認は行われていないし、関係児童らへの聞き取りもI教諭が単独で行っており、「いじめ防止委員会」が組織として行ったものとまでは認められない。それ故、学校の行った事実確認の実施方法は法の趣旨にそぐわず、また上記ポイントにも合致するものではない。

エ 児童及び保護者への支援、指導及び助言

（ア）小学校に求められる措置

事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保

護者に対する助言を継続的に行わなければならないとされている（法23条3項）。

（イ）本件対応に対する評価

本件においては、学校によるいじめ認知後に対象児童及び対象児童保護者並びに関係児童保護者に対して、直ちに、いじめと認知した旨の報告がなされた事実は認められない。

対象児童保護者は6月27日にI教諭に対して、関係児童らから謝罪がないこと、関係児童らがどう思っているか知りたいと訴えていたのであるから、学校側は早急に対象児童保護者に対して、学校がいじめと認知したこと、いじめ問題として対応をしていくこと等を抽象的にでも伝えるべきであったと思われる。そして、学校から関係児童保護者へもいじめ認知の報告や対象児童保護者の思いを伝えることがなかったが為に、事情を知らない関係児童保護者は対象児童や対象児童保護者に適時のタイミングで謝罪等を行うことができていない。それ故に、対象児童保護者は関係児童や関係児童保護者ら、そして学校に対する不信感を募らせ、事態を改善しようと自らLINEやSNSに投稿するに至ったものと思われる。

本件における学校の対応は、対象児童や対象児童保護者への支援、関係児童への指導、関係児童保護者への助言という法の求める対応の前提となる条件（いじめ認知の報告）さえ充たさないものであるばかりか、対象児童や対象児童保護者に学校が対応してくれない、軽く扱われている、いじめを隠蔽しようとしているといった思いを抱かせ、対象児童や対象児童保護者を不作為的に傷つけるものであり、対象児童保護者の学校等への不信感を増大させる原因となったものと考えられる。

なお、いじめ認知前の事柄であるが、学校が対象児童保護者から給食をやめて弁当を持参することの相談を受けた後に、弁当の持参を認め、その旨をクラスで説明したことは（説明内容は不十分であったかも知れない

が), 対象児童が給食に対して感じる苦痛, 不安を和らげ, 対象児童に寄り添い支援する措置であったといえるが, 学校には, いじめ認知の前後を通じて, このような対応を継続していくことが期待されていたといえる。

オ 保護者間での情報共有

(ア) 小学校に求められる措置

上記の支援または指導もしくは助言を行う際には, いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう, いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置等を講ずるものとするとしている(法23条5項)。

(イ) 本件対応に対する評価

前述のように, 本件においては学校から対象児童保護者や関係児童保護者らにいじめ認知の報告さえなされておらず, むしろ関係児童Bの保護者以外は対象児童保護者による令和5年7月4日の4年生保護者のグループLINEへの投稿で事態を把握するに至っている。

学校の対応は対象児童保護者, 関係児童保護者との情報共有をする前提を欠くものであり, 法の趣旨を損なうものといわざるを得ない。

カ 重大事態発生の報告

(ア) 小学校に求められる措置

学校は, 教育委員会を通じて, 重大事態が発生した旨を, 市長に報告(法30条1項)することとされており, 当該報告は, 重大事態が発生したと判断した後「直ちに」(基本方針)行うものとされているが, 不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい(不登校重大事態に係る調査の指針3頁)とされている。

(イ) 本件対応に対する評価

本件においては, 対象児童の欠席日数が30日に達した令和5年9月21日に学校及び市教育委員会が重大事態に該当するものと認知している。

それ故、同日（初日不算入）から7日以内の9月28日までに尾道市長への報告がなされることが望ましかった。しかしながら、学校から市教育委員会へは月例報告に併せて令和5年10月2日頃に報告書が提出され、その後、市教育委員会から尾道市長には令和5年10月16日に報告がなされている。

重大事態認知から市長への報告までに25日を要した事情として、市教育委員会事務局からは、単に事態の発生の事実のみではなく、当該重大事態の事実関係・資料の整理、第三者委員会設置及びその調査スケジュールをも踏まえた具体的な報告をするために時間を要したとの説明を第三者委員会は受けた。確かに、市長と必要な情報を共有し、調査を行うに当たっての体制構築に係る支援や当該重大事態への対処に係る支援を求めるなどの連携を円滑に行うことができるようにするためには、単に重大事態が発生したとの事実の報告だけでなく、円滑な連携のための判断材料となる資料も併せて報告することが望ましくはある。

しかしながら、「不登校重大事態に係る調査指針」において報告すべき事項として挙げられているのは①学校名、②対象児童生徒の氏名、学年、性別等、③欠席期間、④報告の時点における対象児童生徒の状況、⑤重大事態に該当すると判断した根拠にとどまる。これらの事項は遅くとも重大事態認知時には把握できている事柄であることからすると、市長への報告は即時性が強く求められているというべきである。

それ故、本件において学校から市教育委員会に対する報告書の提出が令和5年10月2日頃になされたこと、及びその後に市教育委員会が市長に令和5年10月16日に重大事態発生の報告をした対応は、一定の理由があり、単に時間を浪費したものではないとしても、法30条1項、不登校重大事態に係る調査指針の趣旨に反するものといわざるを得ない。

キ 記録について

(ア) 小学校に求められる措置

いじめに対する措置に当たる各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある（基本方針30頁）。

(イ) 本件対応に対する評価

本件においては、これまでも述べてきたようにいじめ認知時の対応記録が残っていない。また、その後の学校の「いじめ防止委員会」がどのような検討をし、どのような組織的対応、具体的対応をすることにしたのかを把握できる記録も残っていない（いじめ防止委員会の会議録は存在するが、会が開かれたこと、対象児童のいじめ事案が議題となったことが分かるのみである。）。

これらの記録は、その後に第三者委員会等が事実関係の調査をする際にはもちろん、学校自らがもしくは第三者がその対応を検証する際にも重要な資料となるものであるが、それが存在しないのでは調査、検証の足がかりが失われてしまうことになるのであって、基本方針の要請を充たすものとは到底いえない。

また、基本方針では記録の方法を学校が定めることとされているが、学校基本方針において記録方法は定められていないことも問題である。本件において、学校側が対象児童保護者に架電をしたり、家庭訪問をした日時、その内容を記載した書類は存在しているが、必ずしも読みやすい体裁ではない。学校においては各教諭等が対応した事実等を記載できる統一的な書式を整え、第三者による検証にも活用できるようにしておくのが適切と思われる。

(2) 本件事案において設置者が行った対応に対する評価

ア 学校に対する支援等及び自ら行う調査について

(ア) 設置者に求められる措置

学校の設置者は、学校からいじめ事案の発生及びその事実確認の結果の報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとされている（法24条）。

また、重大事態調査も念頭に置く場合には、学校が主体となって調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、法28条1項の重大事態調査及び同条2項の規定による対象児童側への情報の提供について、必要な指導及び支援を行うものとされている（法28条3項）。

調査の主体としては、学校が調査に当たることを原則としつつ、従前の経緯や事案の特性、児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合などには設置者において調査を実施することが考えられる（不登校重大事態に係る調査指針4頁）。

（イ）本件対応に対する評価

本件においては令和5年6月27日に調査対象事項①の事案がいじめと認知された後、学校と市教育委員会とで頻繁に情報交換を行い、また助言等の支援を継続している。さらに学校と対象児童保護者や関係児童保護者らの話し合いにも参加をして、学校や保護者らを支援している。

ただ、いじめが認知された初期の段階で、市教育委員会において学校がどの程度の事実確認を行っているかの確認、その事実確認が充分なものかの検証はなされていない。これがなされていれば、市教育委員会から学校に対して追加の調査の指示、その際の支援が可能となり、その際に対象児童や対象児童保護者の思い、訴えをすくい上げ、重大事態回避に向けた効果的な措置を講じることができた可能性がある。そのため、本件において市教育委員会の対応は充分なものであったとは評価できない。

なお、令和5年10月4日に対象児童保護者から第三者委員会の設置が

求められた後、10月17日にはその設置を決めて対象児童保護者にその旨及び組織体制等を説明している点は、比較的早期に第三者委員会設置の決断がなされていることに加え、学校に不信感を抱いている対象児童、対象児童保護者に寄り添った対応であり、適切なものであったと評価できる。

イ 重大事態発生の報告

(ア) 設置者に求められる措置

学校は、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、市長に報告（法30条1項）することとされており、学校から報告を受けた教育委員会は市長に対して報告しなければならない。

そして、当該報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」（基本方針）行うものとされているが、不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい（不登校重大事態に係る調査の指針3頁）とされている。

(イ) 本件対応に対する評価

前述の通り、本件においては、重大事態認知から7日以上を経過した令和5年10月16日に尾道市長に報告がなされている。この点について、市教育委員会からは、法が「直ちに」市長へ報告することを求めていることについての意識が薄かった旨の反省も聞かれた。

いずれにせよ、この対応は法30条1項、不登校重大事態に係る調査指針の趣旨に反するものであったといわざるを得ない。

(3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察

ア 学校の対応に係る考察

本件における学校の一連の対応の問題点は、いじめの可能性を認知できた当初から、いじめ防止対策推進法やガイドライン、基本指針、学校基本指針に則った組織的な対応ができておらず、場当たりの対応となってしまったこと、そして対象児童保護者の不信感を解消できる有効な方策を講じることができなかったことである。

イ 学校の設置者の対応の考察

本件における学校の設置者（市教育委員会）の対応の問題点は、学校がいじめ防止対策推進法やガイドライン等に則った対応ができていないということとを早期に発見して対処，改善させることのないまま，支援を継続したことである。

第8 当委員会からの提言

(1) 学校への提言

ア いじめ対応に関する研修を実施すること

前述の通り，学校の対応の問題点は，いじめ防止対策推進法やガイドライン，基本指針，学校基本指針に則った組織的な対応ができなかったことに原因がある。特に，いじめの可能性が認知された当初に適切な対応をとることができていれば，適時に対象児童，関係児童らに対する効果的な支援や指導が可能となり，対象児童保護者の信頼を失うことも結果的になかったと考えられる。

そこで，学校の管理職だけでなく，個々の教職員においても法律上の「いじめ」の定義を正確に理解し，同法の定める「いじめ」に該当する可能性がある場合に学校がとるべき対応を把握して，初動を間違えることがないように，研修を実施することが必要である。そして，いじめである可能性を見落として，学校による適切な対応が採られないことが対象児童を苦しめることに繋がるのであるから，いじめの定義の理解及び初動対応を重点に置いた内容で実施されるのがまずは望ましいと考える。

イ 外部専門家との連携

いじめの定義等に関する研修を実施したとしても，現実には生起した事案への対応の際に，法やガイドライン，基本指針等の解釈，あてはめに迷いが生じることが予想される。

そのような際には，スクールカウンセラー，スクールロイヤーやスクール

ソーシャルワーカーのような外部専門家に、学校としてとるべき方針について早急に相談できる体制を平時から構築しておくことが望ましい。

ウ 記録の作成と保存

前述したように、学校がいじめ事案に対してどのような対応をしたかを記録し保存しておくことは、第三者委員会等が行う事実関係の確認調査のためだけでなく、学校自らがもしくは第三者がその対応を検証する際にも重要な資料となるのであるから、記録の作成と保存は必要不可欠な事柄である。

ただ、各教諭が独自に自身の行った対応を各自の手控えとして記録しただけでは、必要事項が漏れてしまい、事後的な検証の際に役に立たないおそれもある。そのため、学校において統一的な書式（例えば「いじめ防止委員会」の会議内容を記載する書式、対象児童、関係児童への対応を記載する書式、対象児童保護者や関係児童保護者への対応を記載する書式等）を作成して、職員室などに備え付けておくことが望ましい。

エ 給食指導における意識の見直し

本件調査対象事項①の背景には、学校における給食指導の問題があった。完食をすること、残食を少なくすることは決して非難すべきことではないが、各教員は、好き嫌いではなく食が細い児童、食べたくても食べることができない児童が存在すること、そのような児童はがんばって食べようという応援的な声かけや、生産者さんに感謝して残さず食べましょうというようなスローガンでさえも苦痛に感じることをあることを認識し、個々の児童に応じた給食指導を実施することが望ましい。ただ、個々の児童がどれだけ食べることができるのかという情報の把握を日々の給食時間で担任教諭のみが行うのは困難であるから、学校組織として各学年、各学期の始めに保護者にアンケートを実施する、幼稚園、前学年や転校前の学校からの情報の引き継ぎを徹底する等して担任教諭のみが過度の負担を負うことにならないように配慮する必要がある。

また、調査対象事項①の事案が担任教諭の不在の時間に発生したことも見逃せない。いくら教職員の意識を見直しても、給食時間に担任教諭が不在になってしまったら給食時間における安心は確保できないし、そもそも給食指導ができなくなる。それ故、学校は給食時間中は担任教諭が原則として不在になることのないように徹底した上、どうしても席を外す必要がある場合は、他の教諭に応援を要請できる体制を整えられたい。

オ 共感力、人間関係を育む生徒指導

調査対象事項①の事案における関係児童らは、よかれと思って当該行為をしたことがうかがえるが、それは対象児童にとっては苦痛を感じる行為であり、関係児童らは対象児童を真には思いやることができていなかった。これには在籍小学校における給食指導という背景事情も影響しているが、関係児童らの共感力、人間関係が十分に形成されていなかったことも一因である(小学校の児童に大人同等の共感力等を求めるものではない。)

学校においては、児童らが、少しずつでも自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、困っている友達・同級生への適切な関わりができる相互扶助的で共感的な人間関係を形成できるような生徒指導を日頃から意識して実施していただきたい。

(2) 設置者への提言

ア 研修の実施、助言、補助

学校にいじめ対応に関する研修の実施が求められるのは前述の通りであるが、いじめは本件学校だけで生起するものではなく、市内の全ての学校で起こり得るものである。それ故、市教育委員会としては、市内の全ての学校に対して、研修を実施するように助言し、または自ら主催すべきである。また、各学校において研修を実施する際も、そこで用いる資料等について助言し、または収集を補助すべきである。

さらに、いじめが認知された場合には、市教育委員会は、学校に対して

指導及び支援を行う立場（法２８条３項）にある以上、少なくとも法令やガイドラインの定めについて学校と同等以上には理解をしておく必要があるのだから、他の自治体が行う研修や民間団体が主催するシンポジウム等に担当者を派遣する等して自らの知識、理解を向上させる研鑽を重ねることが求められる。

イ 外部専門家との連携

学校に外部専門家との連携が求められることも前述したとおりであるが、学校が自ら専門家を探し、また連携を依頼するのは、予算的に困難である。また、本件在籍小学校だけでなく、市内の他の学校でも外部専門家との連携が必要となる可能性もある。そのため、市教育委員会において、自らが外部専門家とつながりを持ち、いつでも市内の学校に紹介し、連携できる体制を平時から構築しておくことが望ましい。

ウ 給食指導の見直し

児童の中には食べたくても食べることができない児童が存在すること、そのような児童はがんばって食べようという応援的な声かけでも苦痛に感じる必要がある事を認識する必要があること、個々の児童に対応した給食指導が実施できることが望ましいことは前述したとおりである。ただ、市内の学校の教職員がみなその認識を有しているわけではない。また、年度替わりに他の自治体から異動してくる教職員も存在する。そこで、市教育委員会として毎年の年度替わりに、そのような児童がいることを周知するとともに統一的な給食指導の基準を示すことが望ましい。

さらに、給食時間中に担任教諭が原則として不在になることのないように、またどうしても席を外す必要がある場合は、他の教諭に応援を要請できる体制を整えるよう市内の学校に周知、指導されたい。

エ 共感力、人間関係を育む生徒指導

共感力、人間関係を育む生徒指導が求められるのは在籍小学校に限定され

るものではない。市内の全ての学校において求められる事柄である。

それ故、教育委員会はかかる生徒指導が求められることを市内の全ての学校に周知、指導されたい。

以上

別紙1

(調査期間) ※尾道市いじめ防止対策委員会の実施回数

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------|
| 第 1 回：令和5年12月19日（火）19：30～21：00 | ・重大事態の現状報告 |
| 第 2 回：令和6年 1月18日（木）19：30～21：00 | ・調査方針の検討 |
| 第 3 回：令和6年 2月29日（木）19：30～21：00 | ・諸帳簿調査の報告及び分析
・聴取の方針検討 |
| 第 4 回：令和6年 4月25日（木）19：30～21：00 | ・聴取結果の報告及び分析 |
| 第 5 回：令和6年 8月22日（木）19：30～21：30（オンライン） | ・聴取結果の報告及び分析 |
| 第 6 回：令和6年10月17日（木）19：30～21：00（オンライン） | ・調査資料の分析
・検証方法の検討 |
| 第 7 回：令和6年11月29日（金）19：30～21：00 | ・聴取結果の報告及び分析 |
| 第 8 回：令和6年12月26日（木）19：30～21：00 | ・聴取結果の報告及び分析 |
| 第 9 回：令和7年 2月 6日（木）19：30～21：00（オンライン） | ・再聴取の方針検討 |
| 第10回：令和7年 2月25日（火）18：00～19：00（延期） | |
| 第11回：令和7年 2月26日（水）16：00～19：00 | ・第三者委員会による教職員及び
児童への聴取 |
| 第12回：令和7年 2月27日（木）16：00～19：00 | ・第三者委員会による教職員及び
児童への聴取 |
| 第13回：令和7年 3月18日（火）16：30～19：00 | ・第三者委員会による児童への聴取 |
| 第14回：令和7年 4月 2日（水）19：30～21：00 | ・報告書案の検討 |
| 第15回：令和7年 4月24日（木）19：30～21：00 | ・報告書案の検討 |
| 第16回：令和7年 5月 8日（木）19：30～21：00 | ・報告書案の検討 |
| 第17回：令和7年 5月28日（水）19：30～20：30 | ・教育委員会への調査結果の報告 |

別紙 2

(調査実施日) 聞き取り調査 ※ () 内は、聴取当時の在籍、役職、児童との続柄

	聴取日	聴取対象者	聴取者
1	令和6年2月27日	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局 (3名)
2	令和6年3月12日	■■■■■ (■■■■■小 校長)	尾道市教育委員会事務局 (3名)
3	〃	■■■■■ (■■■■■小 教頭)	尾道市教育委員会事務局 (3名)
4	令和6年3月13日	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局 (3名)
5	令和6年3月15日	■■■■■ (■■■■■小 教諭)	尾道市教育委員会事務局 (3名)
6	令和6年3月28日	■■■■■ (■■■■■小 教頭)	尾道市教育委員会事務局 (3名)
7	〃	■■■■■ (■■■■■小 教諭)	尾道市教育委員会事務局 (3名)
8	令和6年4月3日	■■■■■	尾道市教育委員会事務局 (3名)
9	令和6年5月8日	■■■■■ (■■■■■小 教諭)	尾道市教育委員会事務局 (3名)
10	令和6年6月5日	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局 (3名)
11	〃	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局 (3名)
12	令和6年6月11日	■■■■■ (■■■■■小 校長)	尾道市教育委員会事務局 (3名)
13	令和6年6月14日	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局 (3名)
14	〃	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局 (3名)
15	〃	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局 (3名)
16	令和6年6月18日	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局 (3名)
17	〃	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局 (3名)

18	〃	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
19	令和6年6月20日	(■■■■■小 教諭) ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
20	〃	■■■■■ (■■■■■小 養護教諭)	尾道市教育委員会事務局（3名）
21	令和6年6月25日	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
22	令和6年6月27日	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
23	〃	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
24	令和6年7月3日	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
25	〃	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
26	令和6年7月8日	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
27	令和6年7月9日	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
28	〃	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
29	令和6年7月17日	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
30	〃	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
31	〃	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
32	令和6年8月27日	■■■■■ ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
33	令和6年8月28日	■■■■■	尾道市教育委員会事務局（3名）
34	令和6年9月4日	■■■■■ ■■■■■ (医師)	尾道市教育委員会事務局（3名）
35	令和6年11月27日	(■■■■■小 教頭)	尾道市教育委員会事務局（2名）
36	〃	■■■■■ (■■■■■小 教諭)	尾道市教育委員会事務局（2名）
37	〃	■■■■■ (■■■■■小 教諭) ■■■■■	尾道市教育委員会事務局（2名）

38	令和6年11月28日	(小 校長)	尾道市教育委員会事務局 (2名)
39	令和6年12月17日	(小 特別支援教育支援員)	尾道市教育委員会事務局 (2名)
40	〃	(小 校長)	尾道市教育委員会事務局 (2名)
41	令和6年12月19日	(小 校長)	尾道市教育委員会事務局 (2名)
42	〃	(小 教頭)	尾道市教育委員会事務局 (2名)
43	令和7年2月26日	(小 特別支援教育支援員)	第三者委員会 (3名)
44	〃	(小 教諭)	第三者委員会 (3名)
45	〃	(小 教諭)	第三者委員会 (3名)
46	〃		第三者委員会 (3名)
47	〃		第三者委員会 (3名)
48	〃		第三者委員会 (3名)
49	令和7年2月27日	(小 教諭)	第三者委員会 (4名)
50	〃		第三者委員会 (4名)
51	〃		第三者委員会 (4名)
52	〃		第三者委員会 (4名)
53	令和7年3月3日		第三者委員会 (2名)
54	〃		第三者委員会 (2名)
55	令和7年3月18日		第三者委員会 (3名)
56	〃		第三者委員会 (3名)